



稲城なしのすけ  
©K.Okawara・Jet Inoue

# いなぎ



子ども・子育て支援新制度  
シンボルマーク

## 子ども・子育て支援 新制度特集号

お問い合わせ  
子育て支援課保育・幼稚園係



ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>  
公式ツイッター [http://twitter.com/inagi\\_city](http://twitter.com/inagi_city)  
メール配信サービス(登録される方は、左のQRコードから、または「inagicity@emp.ikkr.jp」に空メールを送信してください)

市役所(代表) ☎042-378-2111  
平尾出張所 ☎042-331-6346  
若葉台出張所 ☎042-350-6321  
開庁時間 午前8時30分~午後5時

発行 東京都稲城市 編集 秘書広報課広報広聴係 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111 ☎042-378-2111 ☎042-377-4781

# 子ども・子育て支援新制度がスタートします!!!

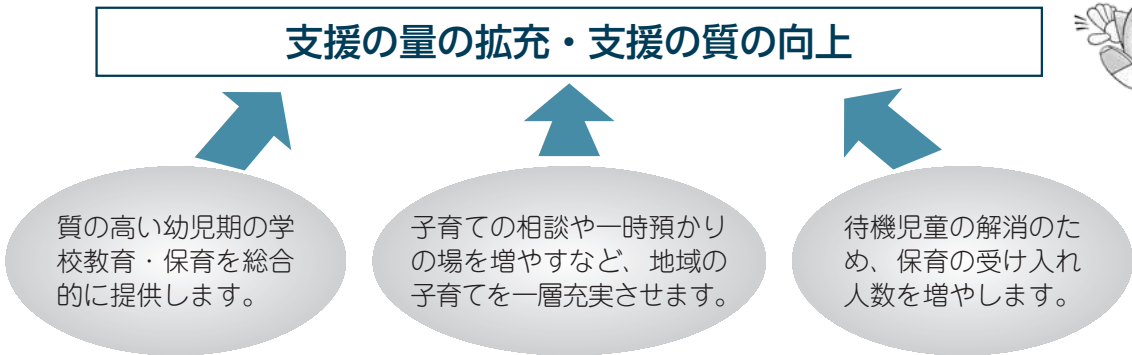
平成27年4月から、子ども・子育て支援の新しい制度が始まる予定です。

この新制度は、「子ども・子育て関連3法」(平成24年8月成立)に基づき、消費税が10%になった際の増収分から毎年7千億円程度を充てて実施される国の制度で、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指しています。

今回の特集号では、この「子ども・子育て支援新制度」とはどのような仕組みなのか、またこの制度で何が変わるのかについて紹介します。

## 新制度の目的って何?

急速な少子化の進行、待機児童問題などによる子育てをめぐる様々な問題を解決するため、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指しています。国では主に右図の取り組みを進めていくこととしています。



## 幼稚園や保育所ってどんなところ?

現在、稲城市には、お子さんの教育や保育を行う施設が大きく分けて5種類あります。各施設の特徴は下表のとおりです(平成26年10月現在)。

	①幼稚園	②認可保育所	③認定こども園	④家庭福祉員(保育ママ)	⑤東京都認証保育所
概要	幼児期の教育を行う施設です。お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園によりその前後の時間や休業中の預かり保育などを実施しています。	保護者が就労等により家庭でお子さんを見ることのできない場合にお子さんをお預かりする施設です。11時間以上の開所や、土曜日の開所も行っていきます。	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。現在、市には幼稚園に認可外保育施設を併設した、幼稚園型認定こども園が1園あります。	市が認定した保育ママが自宅等の家庭的な雰囲気のもとで、小人数を対象にお子さんをお預かりします(主に平日の9時間程度)。	東京都独自の基準による認証を受けた施設です。13時間以上の開所や、土曜日の開所も行っており、駅前に立地するなどの特徴があります。
対象者	3歳~5歳(就学前)	0歳~5歳(就学前)	0歳~5歳(就学前)	0歳~2歳(3歳に達した年度末まで)	0歳~5歳(就学前)
申込先	直接園に申し込み	市に申し込み	直接園に申し込み	市に申し込み	直接園に申し込み
施設数	7園(うち認定こども園1園)	13園	1園	4人	7園

## 新制度では何が変わるの?

各事業の中でも、新制度の対象となり新制度で実施していくものと、新制度に移行せずこれまでどおり実施していくものがあります。地域の子育て支援事業は、これまでも市で実施してきた事業が主ですが、多様なニーズに合わせ、更に充実していきます。また、認可保育所、認定こども園、家庭福祉員(保育ママ)は原則、新制度に移行しますが、幼稚園が新制度に移行するか今までもおとりとするかは、園が選択します。新制度に移行する施設の利用方法が一部変更となります。詳しくは裏面をご覧ください。



### 子ども・子育て支援新制度の枠組み

#### 新制度の対象となるもの

##### ●地域の子育て支援事業

- 一時預かり事業
- 子育てひろば事業
- 病児・病後児保育事業
- 学童クラブ
- ファミリー・サポート・センター事業
- など13事業

全ての子育て家庭を支援するため、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり事業」や、身近なところで子育てに関する相談などが受けられる「子育てひろば事業」など、全部で13の事業があります。地域のニーズに合わせて、様々な子育て支援事業を充実していきます。

##### ●新制度に移行する施設

- ②認可保育所
- ③認定こども園
- ④家庭福祉員(保育ママ)

裏面へ

##### ●新制度に移行しない施設

- ①幼稚園(右の詳細参照)

- ⑤東京都認証保育所

今までどおり

#### ●幼稚園について

幼稚園については、現行制度のまま継続する園と、新制度に移行する園があり、今後各園の判断でどちらかを選択することになります。なお、稲城市では、平成27年度に、幼稚園型認定こども園の1園が新制度に移行する予定です。最新の状況については各園にお問い合わせください。

# 新制度に移行する施設の利用方法

## ●施設を利用する方の認定を市で行います

新制度に移行する施設を利用する場合は、市がお子さんの年齢や保護者の就労状況などにより1～3号の認定を行います。認定区分により利用可能な施設が決まります。

認定の申請時期や方法は、下記「利用の流れ」をご覧ください。

認定区分	対象	利用できる主な施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	○幼稚園（※） ○認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労などにより保育を必要とする場合	○認可保育所 ○認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労などにより保育を必要とする場合	○認可保育所 ○認定こども園 ○家庭福祉員（保育ママ）

※新制度に移行しない幼稚園を利用する際は、認定を受ける必要はありません。  
※2号、3号認定については、保護者の就労時間等に応じて、利用できる保育時間が変わります。



### 平成27年4月入所のご案内

平成27年4月の認可保育所・学童クラブなどの入所のご案内は、12月を予定しています。市役所・広報いなぎ・市ホームページなどのご案内しますので、入所を希望する方は、必ずご覧ください。

## ●新制度に移行する施設の利用の流れ

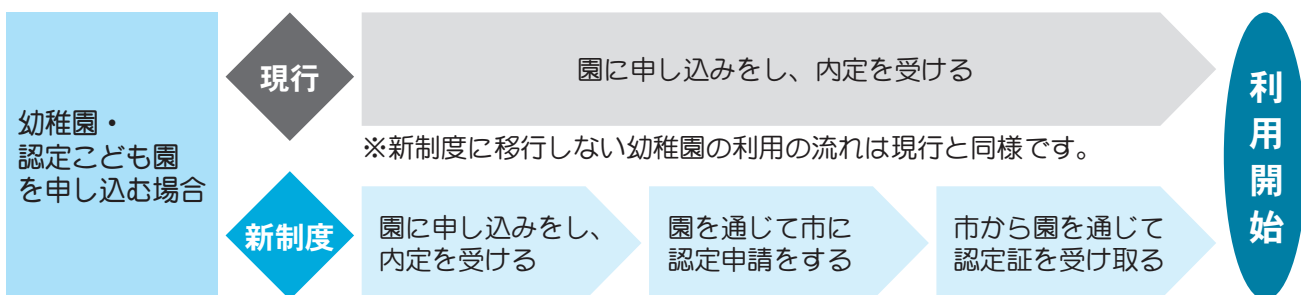
### ▽在園している場合

在園している方は、引き続き施設を利用することができます。認定に関する詳しい手続きについては施設を通じてお知らせします。

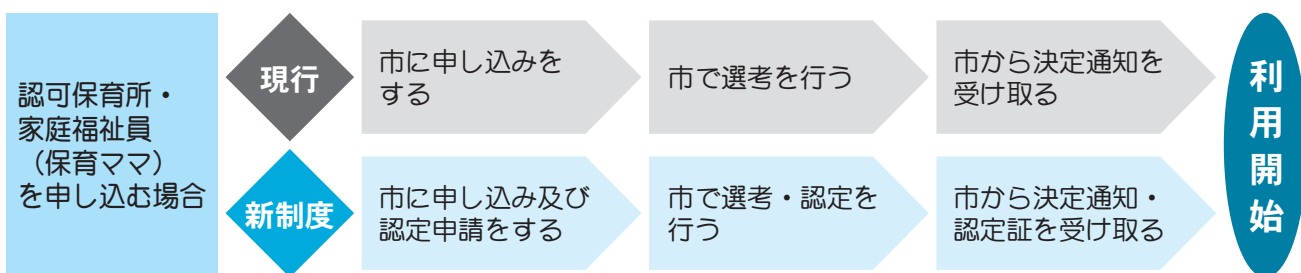
### ▽新たに申し込む場合

新制度に移行する施設を新たに利用する場合の手続きの流れは、下記のとおりです。

市に申し込みが必要な、認可保育所や家庭福祉員（保育ママ）の申込方法等の詳細については、右記の「平成27年4月入所のご案内」のとおりです。



※2号または3号認定の方で認定こども園を申し込む場合は、園にお問い合わせください。



### 保育料

新制度における保育料は、今後国が定める上限額の範囲内で、保護者の所得に応じて市が定めます。

市が定める保育料は現在検討中ですので、決まり次第お知らせします。

※新制度に移行しない幼稚園は、これまでどおり園が定めます。

※施設により、市が定めた保育料以外に、別途費用負担などがある場合があります。

## 新制度説明会を開催します

新制度のスタートに向けて、市民の方を対象とした説明会を開催します。

主に、今回の特集号の内容（新制度の概要）の説明会となります。お気軽にご参加ください。

※保育所や幼稚園の入所（園）説明会ではありませんのでご注意ください。なお、認可保育所や家庭福祉員（保育ママ）の申し込みについては、右上記の「平成27年4月入所のご案内」のとおりです。

☎11月12日(水)までに電話でお申し込みください。

※各会場先着10人までお子さんの保育を無料で行います。希望する方は、申込時にお伝えください。

期日	時間	会場
11月15日(土)	午前10時～11時	地域振興プラザ 4階 大会議室
	午後1時～2時	ふれんど平尾 2階 203会議室
	午後3時30分～4時30分	iプラザ 2階 大会議室

## 稲城市 子ども・子育て支援事業計画 策定委員会

計画の策定のために、市では、子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴き、総合的に検討することを目的とし、稲城市子ども・子育て支援事業計画策定委員会を設置しています。新制度に関する市の取り組みや施策を決定するため、稲城市子ども・子育て支援事業計画を策定しています。

これまでの議論の内容は、市ホームページに掲載しており、委員会は傍聴が可能ですので、ご希望の方は、子育て支援課までお問い合わせください。